

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6 月28日

【会社名】 日清紡ホールディングス株式会社

【英訳名】 Nisshinbo Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 河 田 正 也

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

【電話番号】 03 ( 5695 ) 8833

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 事業支援センター長 村 上 雅 洋

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

【電話番号】 03 ( 5695 ) 8833

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 事業支援センター長 村 上 雅 洋

【縦覧に供する場所】 日清紡ホールディングス株式会社 大阪支社  
( 大阪府中央区北久宝寺町二丁目 4 番 2 号 )  
日清紡ホールディングス株式会社 名古屋支店  
( 名古屋市中区栄五丁目 2 番38号 )  
株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )  
株式会社大阪証券取引所  
( 大阪府中央区北浜一丁目 8 番16号 )  
株式会社名古屋証券取引所  
( 名古屋市中区栄三丁目 8 番20号 )  
証券会員制法人福岡証券取引所  
( 福岡府中央区天神二丁目14番 2 号 )  
証券会員制法人札幌証券取引所  
( 札幌府中央区南一条西五丁目14番地の 1 )

## 1【提出理由】

当社は、平成25年6月27日開催の定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

### (2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、鶴澤 静、恩田 義人、五十部 雅昭、河田 正也、村上 雅洋、萩原 伸幸、西原 孝治、木島 利裕、秋山 智史、松田 昇、清水 啓典の11氏を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、飯島 悟氏を選任する。

第4号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

第5号議案 スtockオプションとして新株予約権を発行する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成割合 (%)	決議結果
第1号議案	131,215	85	0	99.89	可決
第2号議案					
鵜澤 静	128,287	3,009	0	97.67	可決
恩田 義人	128,290	3,006	0	97.67	可決
五十部 雅昭	128,296	3,000	0	97.67	可決
河田 正也	128,295	3,001	0	97.67	可決
村上 雅洋	128,298	2,998	0	97.67	可決
萩原 伸幸	128,298	2,998	0	97.67	可決
西原 孝治	128,298	2,998	0	97.67	可決
木島 利裕	131,039	257	0	99.76	可決
秋山 智史	120,187	11,109	0	91.50	可決
松田 昇	130,909	387	0	99.66	可決
清水 啓典	131,015	281	0	99.74	可決
第3号議案					
飯島 悟	131,160	140	0	99.85	可決
第4号議案	130,862	438	0	99.62	可決
第5号議案	130,859	435	0	99.63	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案および第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です

2. 賛成割合は、出席した株主の議決権の数（事前行使分および当日出席分（途中退場した株主の議決権の数を含みません。））に対するものです。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数を集計していません。